



厚漁公告 第24号

入札参加申込に係る公告

次のとおり、入札参加申込みを実施する。

令和元年 5月 7日

厚岸漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎



1. 入札に付する事項

- (1) 入札方式 公募型指名競争入札
- (2) 工事名 平成31年度 厚岸漁港衛生管理型荷捌所整備事業  
建築工事
- (3) 工事場所 厚岸郡厚岸町若竹1丁目
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和2年3月10日まで

5) 工事概要

- (1) 荷捌施設 一式：工事対象床面積 1735.61㎡  
トラックスケール施設 一式：延べ面積 182.51㎡  
陸揚げ用クレーン施設 一式：3箇所

2. 入札する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たしていること。

入札参加希望者は単体企業又は共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）における「建築工事業」の許可を有すること。
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 北海道における建築工事の競争入札参加資格がA等級に格付けされていること。  
共同企業体（JV）の場合は、構成員の全員が上記の等級を満たしていること。
- (5) (1)の審査資格の際における単体企業若しくは共同企業体（JV）代表者の総合的審査事項について算定した評定数値は、1,000点以上であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の



申し立てがなされている者については、手続き開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

- (7) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- (8) 北海道釧路総合振興局内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所を有すること。
- (9) 過去15年間（平成15年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。  
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- ※本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事とは、延べ面積500㎡程度の漁港施設の建築工事であること。ただし、当該工事を共同企業体（JV）等で施工した場合を含むものとする。
- (10) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあるもの及びこれらの技術者を補佐する主任技術者等補佐人を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

※技術者の資格要件

- ア 国家資格を有する主任技術者とは、1級建築施工管理技士の資格を有する者。  
また、これと同等以上の資格を有する者とは、建築業法第15条第2号の規定に該当する者。
  - イ 監理技術者は、アの要件を満たし、本工事に対する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有するもの。
  - ウ 主任技術者等補佐人とは、次のいずれかの要件を満たすもの。
    - (ア) アの要件を満たすもの
    - (イ) 一級建築士の資格を有する者
    - (ウ) 延べ面積500㎡程度の漁港施設の建築工事の現場代理人又は主任技術者の経験を有する者
  - (11) 現場代理人を工事現場に専任配置できること。
  - (12) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。  
なお、本工事に係る設計業務などの受託者は、株式会社アルファ水工コンサルタントである。
  - (13) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、(12)及び(13)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。
- ア 資本関係



次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が他方の会社の取締役を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任されて管財人を兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3. 入札参加資格申請書

- (1) 提出期間 令和元年5月8日（水）から5月21日（火）まで  
午前8時45分から午後5時まで（土曜日、日曜日は除く）
- (2) 提出場所 〒088-1111 厚岸郡厚岸町奔渡3丁目1番地  
厚岸漁業協同組合  
電話0153-52-2101  
問い合わせ担当 市場部課長 鈴木 貴史
- (3) 提出方法 持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) 提出書類 ア. 建設工事等入札参加資格審査申請書は厚岸町の定める様式による。  
イ. 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書。  
ウ. 特定建設工事共同企業体協定書。  
エ. 申請にあたっては、入札参加希望工事名を記載した書面を提出すること。  
オ. 契約に係る指名停止等に関する申立書。（別添様式）  
～特定建設工事共同企業体は構成員毎に提出すること。



- カ. その他代表理事組合長が必要と認める書類。
- (5) その他 ア. 申請に要する経費は、入札参加希望者負担とする。

#### 4. 入札参加資格の審査及び指名通知

- (1) 提出された申請書等に基づき、厚岸漁業協同組合建設工事等入札参加者指名選考委員会に諮り、2に掲げる要件を審査する。
- (2) 工事の発注にあたっては(1)の審査結果に基づき、厚岸漁業協同組合建設工事等入札参加者指名選考委員会に諮り、指名競争入札参加者を選考し指名する。

#### 5. 非資格者に対する理由の説明

- (1) 非資格者は、令和元年5月31日(金)までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。  
なお、書面は厚岸漁業協同組合総務部総務課に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 理由の説明は、令和元年6月7日(金)までに書面により回答する。

#### 6. 資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

##### (1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア. 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ. 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

##### (2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

##### (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合。

#### 7. その他

この公告に定めるもののほか、その他関係法令等を遵守すること。